黒部市ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　目的

この要領は、本市のふるさと納税に係る業務（寄附の受付、寄附者情報の管理、ふるさと納税ポータルサイトの運用、返礼品の発注・配送管理・新規開拓及び寄附者からの問合せ対応等）を民間事業者に委託することにより、ふるさと納税業務を効果的に運用し、寄附金の増加を図るとともに、ふるさと納税を活用した本市の魅力発信、地域経済の活性化及び関係人口・交流人口の拡大を図るため、黒部市ふるさと納税支援業務（以下「本業務」という。）の受託候補者選定のための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

２　委託業務概要

(1) 業務名

黒部市ふるさと納税支援業務

(2) 業務委託期間

契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで

※本業務の運用開始日は令和９年４月１日からとし、契約締結日から令和９年３月 31 日までは準備期間とする。なお、準備期間中に関して委託料は発生しない。

(3) 業務内容

別紙「黒部市ふるさと納税支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

３　提案限度額

業務委託料

(1) 寄附金額（０～５億円まで）　：寄附額に対する割合の上限 5.0％

(2) 寄附金額（５億円を超えた分）：寄附額に対する割合の上限 6.5％

例：寄附金額が７億円の場合の委託料は次のとおり。

５億円×5.0％＝25,000,000 円（A）

２億円×6.5％＝13,000,000 円（B）

よって委託料は、（A）＋（B）＝38,000,000 円となる。

※上記寄附金額は、ポータルサイト等を経由する寄附(クラウドファンディングを含む。)を指す。

※上記には消費税及び地方消費税を含まない。

※上記には返礼品の調達費用及び配送費用は含まない。

４　参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、参加表明時において次の要件を全て満たすものとする。

① 直近３年以内に他の地方公共団体で類似業務の受託実績を有するものであること。

② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

④ 黒部市暴力団排除条例（平成 24 年黒部市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成 23 年富山県公安委員会規則第２号）第３条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係があると認められないこと。

⑤ 国及び富山県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。

⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。（ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。）

⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

⑧ その他、法律等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

(2) 共同事業者での参加

共同事業者として、複数の法人が共同して応募することも可能とする。この場合は、次の事項に留意すること。

① 共同事業者の名称を設定し、共同事業者の代表となる法人を定めること。

② 優先交渉事業者としての協議は、代表者となる構成員と行う。

③ 共同事業者を構成する法人のいずれかが、上記（1）①～⑧の要件を満たさない場合は、応募することができない。

④ 契約の締結に当たっては、代表者となる構成員を契約の相手方とする。

⑤ 同一事業者が複数の共同事業者の構成を兼ねることはできない。

５　候補者選定までのスケジュール（予定）

項目	期日・期間等
①公募の開始	令和８年11月25日（水）
②質問票の提出期限	令和８年12月４日（金）16時まで
③質問票への回答	令和８年12月９日（水）
④参加申込書の提出期限	令和８年12月11日（金）16時まで
⑤参加申込書の確認結果の通知	令和８年12月16日（水）
⑥提案書の提出期限	令和９年１月７日（木）16時まで
⑦審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和９年１月14日（木）
⑧審査結果通知・公表	令和９年１月20日（水）

６　質問及び回答

質疑がある場合は、期限までにメールで照会するものとする。

(1) 提出期限

令和８年 12 月４日（金）16 時までに「質問票」（様式第１号）を企画情報課へ電子メールにて提出すること。

（企画情報課メールアドレス：kikakujoho@city.kurobe.lg.jp）

なお、電子メールの件名は「ふるさと納税支援業務委託質問票（社名）」とし、電子メールの送信後は速やかに電子メール到着の有無を電話で企画情報課（電話番号 0765-54-2115）に確認してください。

７　参加申込書の提出

上記「４ 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に定める参加申請書類を提出すること。

(1) 参加申請書類

① 参加申込書（様式第２号）

② 会社概要書（様式第３号、ただし、必要事項を全て網羅していれば、会社パンフレットでも可）

③ 法人の登記事項証明書の写し

④ 国税、都道府県税及び市町村税が課税される団体について、未納の税額がない旨の証明書（発行日から３か月以内のもの）の写し

※共同事業者の場合

全構成員は代表者が提出する参加申込書(上記(1)①)を除いた上記(1)②～④の書類に加えて次の書類を提出すること。

① 共同事業者構成員調書（様式第４号）

② 委任状（様式第５号）

(2) 提出部数

各１部提出すること。

(3) 提出方法

黒部市役所企画政策室企画情報課へ持参又は郵送(期限必着)により提出

(4) 提出期限

令和８年 12 月 11 日（金）16 時まで※期限厳守

(5) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和８年 12 月 16 日（水）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛に、電子メールで通知する。

(6) 参加の辞退

参加申込書（様式第２号）提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第６号）に必要事項を記入し、速やかに企画情報課へ電子メールで提出してください。

８　企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類は、下記の①～⑦とする。

①～⑦の順序で、インデックスを付け、Ａ４フラットファイルに左綴で作成し、正本１部、副本６部を提出すること。また、書類の電子データ（各書類をＰＤＦ形式で保存したＣＤ－Ｒ）を併せて提出すること。

① 企画提案書表紙（様式第７号）

② 企画提案書（任意様式）

・仕様書に基づき、評価基準の項目を踏まえて作成すること。

・原則としてＡ４判（Ａ３判の折込みも可）とし、横書きとする。30 ページ以内にまとめること。

③ 業務実績調書（様式第８号）

④ 業務実施体制（様式第９号）

⑤ 見積書（様式第 10 号）

・業務委託料の見積額について、寄附金額に対する割合(%)で記載すること。

⑥ 業務工程表（様式第 11 号）

⑦ 会社概要書（参加表明時に提出したものと同じもの）

【書類作成にかかる留意事項】

・ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的には使用しない。

・ 提案された書類は、原則公表しない。ただし、黒部市情報公開条例（平成 24 年黒部市条例第３号）等による請求等があった場合は、条例等に基づき、内容の全部又は一部を公開する場合がある。

・ 企画提案書等の提出は、１者につき１案のみとする。

・ 提出された書類は、返却しない。

(2) 提出方法

黒部市役所企画政策室企画情報課へ持参又は郵送(期限必着)により提出

(3) 提出期限

令和９年１月７日（木）16 時まで※期限厳守

９　審査の手続き

(1) 審査方法（書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング）

・提出された企画提案書に対し、書類審査及びプレゼンテーション等を実施する。

・別に定める「審査基準」による評価点数を参考に総合的に判断し、優先交渉事業者を決定する。

① 日　　時 令和９年１月 14 日（木）

・開始時間は、１月７日（木）までに個別に案内する。

② 会　　場 黒部市役所会議室（黒部市三日市 1301 番地）

③ 提 案 者 １提案者３名以内、説明及び質疑応答は、本業務の管理責任者及び担当者とする。

④ 機　　器 プロジェクター、スクリーンは本市が用意する。パソコン等その他必要な機器等は提案者が用意すること。

⑤ 提案時間 １提案者 35 分程度(プレゼンテーション 25 分、質疑応答 10 分)

・説明は企画提案書に記載した内容に限る。

⑥ 留意事項　ア 非公開で行う。

イ 市が追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者全ての者に企画提案書表紙に記載された担当者メールアドレス宛に、電子メールで通知する。また、審査結果については、黒部市ホームページに掲載し、公表するものとする。

なお、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

(3) 受託候補者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を受託候補者とし、契約締結に向けて交渉する。公表の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の事業者を受託候補者とする。

(4) 提案者が１者の場合

提案者が１者の場合は、評価基準による総得点が総配点の６割以上の提案者を受託候補者として決定する。

10　契約調整及び見積書の提出

審査により決定した受託候補者は、契約に向けた仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。また、受託候補者と本市との協議が整わない場合、又は受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点受託候補者と協議を行うこととする。

なお、受託候補者は契約の相手方として最適なものとして特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

11　契約調整及び見積書の提出

本市は、前項で契約の協議が整った場合に、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

12　欠格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

(1) 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

(3) 実施要領等で示された提出書類について、条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 書類の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

(5) 審査において、正当な理由なく欠席した場合

(6) 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度額）を超える場合

(7) 実施要領等に違反すると認められた場合

(8) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

13　その他

(1) 関係書類の作成及び提案、プロポーザルの参加に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 書類提出後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正及び市から指示があった場合を除く。

(4) 提出された書類は、審査等において必要な場合は、複製することがある。

(5) 提出された書類は、候補者の選定のみに使用するものとし、公表しない。

13　問い合わせ先

黒部市役所企画政策室企画情報課（担当 橋本・堅田）
電話 0765－54－2115
E-mail kikakujoho@city.kurobe.lg.jp
住所 〒938-8555 黒部市三日市 1301 番地